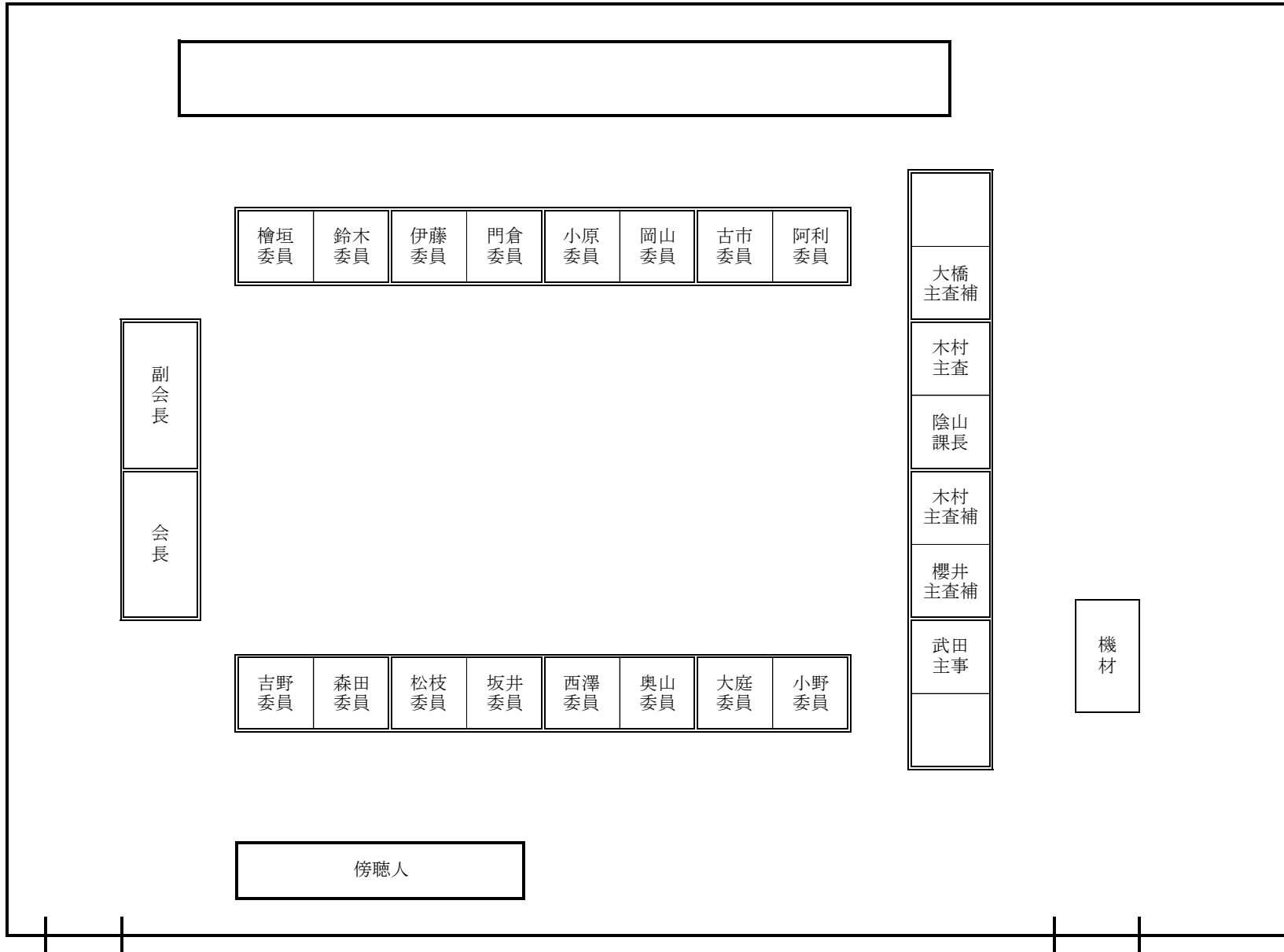


令和5年度第2回 八千代市障害者自立支援協議会

日時：令和5年11月21日(火)

14時00分から

場所：八千代市役所 別館2階 第1・2会議室



令和5年度第2回 八千代市障害者自立支援協議会次第

日 時 令和5年11月21日（火）14時00分から

場 所 八千代市役所 別館2階 第1・2会議室

1 開会

2 議題

- (1)八千代市第7期障害福祉計画・八千代市第3期障害児福祉計画について
- (2)つなげる分科会の提言等について
- (3)各分科会の活動等について
- (4)基幹相談支援センターについて
- (5)その他

3 事務連絡

4 閉会

八千代市障害者自立支援協議会 委員名簿（令和5年4月1日時点）

	委員名	分科会	所 属	分 野	要綱
1	小野 美果	くらし	八千代市身体障害者福祉会	障害者等及びその家族	第1号
2	木崎 早苗	くらし	八千代地域生活支援センター	指定相談支援事業者を代表する者	第2号
3	伊藤 則之	つなげる	なごみの家	指定相談支援事業者を代表する者	第2号
4	吉野 眞里子	こども	特定非営利活動法人 にじと風福祉会	指定相談支援事業者を代表する者	第2号
5	岡山 香織	しごと	社会福祉法人 実のりの会 ビック・ハート	指定障害福祉サービス事業者を代表する者	第3号
6	小原 正律	しごと	ふるさと学舎八千代	指定障害福祉サービス事業者を代表する者	第3号
7	奥山 琢	くらし	社会福祉法人 八千代翼友福祉会 きざし	指定障害福祉サービス事業者を代表する者	第3号
8	西澤 昇太郎	くらし	障害者支援施設 作山更生園	指定障害福祉サービス事業者を代表する者	第3号
9	國島 弘	しごと	障害者就業・生活支援センターあかね園	指定障害福祉サービス事業者を代表する者	第3号
10	福田 成美	こども	八千代市児童発達支援センター	指定障害児通所支援事業者を代表する者	第4号
11	森田 美恵子	こども	まめの木	指定障害児通所支援事業者を代表する者	第4号
12	宍倉 富子	こども	グリーンヒルキッズゆりのき台	指定障害児通所支援事業者を代表する者	第4号
13	松枝 恩	こども	八千代市母子保健課	保健機関を代表する者	第5号
14	門倉 眞人	つなげる	八千代病院	医療機関を代表する者	第6号
15	坂井 里衣	こども	八千代市教育委員会指導課	教育機関を代表する者	第7号
16	阿利 泰子	しごと	千葉県立八千代特別支援学校	教育機関を代表する者	第7号
17	古市 佳子	しごと	船橋公共職業安定所 専門援助部門	障害者を雇用する法人を代表する者	第8号
18	小竹 祐二	くらし	身体障害者福祉会 きらめき支援センター	障害者団体を代表する者	第9号
19	石田 和美	つなげる	八千代精神障害者家族会かたくり会	障害者団体を代表する者	第9号
20	大庭 久美	くらし	八千代市手をつなぐ親の会	障害者団体を代表する者	第9号
21	林 眞晟	つなげる	船橋人権擁護委員協議会	権利擁護関係団体を代表する者	第10号
22	鈴木 亜矢子	つなげる	八千代市社会福祉協議会	権利擁護関係団体を代表する者	第10号
23	檜垣 昌也	つなげる	聖徳大学短期大学部保育科	障害福祉に関する学識経験を有する者	第11号

○八千代市障害者自立支援協議会設置要綱

制定	平成19年3月30日告示第	44号
改正	平成24年3月30日告示第	91号
	平成25年3月1日告示第	28号
	令和3年4月19日告示第	173号
	令和4年1月5日告示第	1号

(設置)

第1条 障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）への支援の体制の整備を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定により、八千代市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（平24告示91・平25告示28・一部改正）

(所掌)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 処遇困難事例への対応のあり方の協議及び調整に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
- (3) 地域の社会資源の開拓及び改善に関すること。
- (4) 障害福祉計画に関すること。
- (5) その他障害者等への支援の体制の整備に関すること。

（平24告示91・一部改正）

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害者等及びその家族
- (2) 指定相談支援事業者を代表する者
- (3) 指定障害福祉サービス事業者を代表する者
- (4) 指定障害児通所支援事業者を代表する者
- (5) 保健機関を代表する者
- (6) 医療機関を代表する者
- (7) 教育機関を代表する者
- (8) 障害者を雇用する法人を代表する者

- (9) 障害者団体を代表する者
- (10) 権利擁護関係団体を代表する者
- (11) 障害福祉に関する学識経験を有する者

(平 2 4 告示 9 1 ・ 平 2 5 告示 2 8 ・ 一部改正)

(任期等)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(分科会)

第 6 条 協議会は、その定めるところにより、分科会を置くことができる。

2 分科会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。

(会議)

第 7 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、書面を委員に送付して、可否を問い、その結果をもって、前項に規定する会議の議決に代えることができる。

- (1) 天災その他避けることができない事故により委員が通常交通手段によって会議に出席することが著しく困難となった場合
- (2) 感染症その他の疾病の予防又はまん延の防止のため、委員が会議に出席することが適当ではない場合
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか会議に代えて書面による協議を行うことにつ

いて相当な理由がある場合

(令和4告示1・一部改正)

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(平25告示28・一部改正)

(資料の提出等の要求)

第9条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、障害者自立支援担当課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年5月1日から施行する。

(令3告示173・一部改正)

(令和3年5月8日に委嘱される委員の任期の特例)

2 令和3年5月8日に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、同年12月19日までとする。

(令3告示173・追加)

附 則 (平成24年告示第91号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年告示第28号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、公示の日から施行する。

附 則 (令和3年告示第173号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和4年告示第1号)

この告示は、公示の日から施行する。



八千代市長
服 部 友 則 様

八千代市障害者自立支援協議会
会長 木 崎 早 苗

八千代市第 7 期障害福祉計画及び第 3 期障害児福祉計画の策定に係る意見等

標記の件について、八千代市障害者自立支援協議会設置要綱第 2 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、八千代市第 7 期障害福祉計画及び第 3 期障害児福祉計画の策定に向けた検討を行いました。

厚生労働省より提示されている「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づいて、八千代市障害者自立支援協議会の意見を下記のとおり、取りまとめ、当該計画策定に係る意見として提出します。

記

- ・緊急時の預かりが児童相談所一時保護では有効に機能しないので拠点事業の中に組み込む文言を入れてほしい。
- ・児童短期入所見込み量の欄を設けてほしい。
- ・放課後デイサービス、児童発達支援事業等は単にニーズの増加に合わせて増加すればよい問題ではないです。
- ・児童の計画相談事業所の数値目標に、セルフプラン作成の支援に対する評価を取り入れてほしい。
- ・意思疎通支援事業の数値目標に、対象を知的障害者へ拡大することを追記してほしい。

- ・就労継続支援 B 型事業所は増加傾向にありますが、特に重度の知的障害を持つ人々を受け入れる生活介護事業所は不足しています。これにより、他市の事業所を希望するケースが増えています。
- ・保護者からは短期入所の施設に関する情報やアクセスの不足に関する声が多く、将来的にグループホームを利用したいという要望もあるため、市内での短期入所施設の数を増やす必要があるとされています。
- ・共同生活援助の実績は既に見込みを上回っており、特に重度の障害を持つ人々の潜在的な要望は高いと感じられています。多くの保護者は、入所施設へのニーズがあるものの、空き不足のために実現できていないと思います。
- ・移動支援事業の実績は見込みを下回っていますが、特に重度の障害を持つ児童・生徒にとっては高いニーズがあるとされています。通勤や通学の支援が充実することで、障害者の就労機会も広がる可能性があります。
- ・見込量は実績値等を基に算出されているとしても、目標値 0 の箇所を再検討が必要なのではないか。

令和 5 年 5 月 1 日

八千代市障害者自立支援協議会
会長 木 崎 早 苗 様

八千代市障害者自立支援協議会
つなげる分科会長 檜垣 昌也

八千代市障害者自立支援協議会に向けた提言について

令和 3 年度のつなげる分科会活動や相談支援事業所連絡会活動をふまえ、各分科会において「現状の支援体制や社会資源では対応できない課題」や「精神障害にも対応した包括ケアシステム構築推進事業」等について協議をしていただきたいとの提言を、令和 4 年 5 月 9 日の代表者会議に上げました。また、くらし分科会長の恩田委員より、自立支援協議会の委員等へ現在の課題や取り組みの優先順位等について意見をもらう提案が、同じ日の代表者会議に上げられました。同じ議題として、各分科会にて協議し意見を出し合っていたいただいた経過があります。

令和 4 年度に各分科会にて協議した内容は入り口部分であると認識しています。令和 4 年度第 3 回代表者会議及び令和 4 年度第 2 回全体会にて承認を得ておりますとおり、令和 5 年度も引き続き各分科会にて協議を継続していただきたく存じます。

協議の継続だけではなく、まず現在出ている課題等をこの提言にて整理し、令和 5 年度以降の自立支援協議会の課題としてどう進めることができるのか、他の協議会へつなげることができるのか等、まずは代表者会議にて協議いただきますようお願いいたします。

(相談・支援システムの構築や推進)

- ◎困難事例の事例検討の流れの構築
- ◎共生型サービスを進めることで訪問入浴や居宅介護の入浴に頼らない支援体制の構築
- ◎障害者の高齢化に伴う相談先の整理
- ◎「ライフサポートファイル」のあり方（簡単で意味のある使い方等）について、各障害種別の関係者が集まる全体会で検討
- ◎身寄りがいない独居の高齢者に対して居住の場を確保するシステム
- ◎地域包括ケアシステムにて、生まれたときから組み込まれ、気軽に相談できるシステムの構築
- ◎障害児がいることで働けない母親など家族に対する支援体制の構築
- ◎障害児の保護者の中で、保護者自身も何らかの障害がありそうだがどこにもつながっていない場合の相談窓口を明らかにすること
- ◎協議会がばらばらに活動している印象なので、連携システムの構築

- ◎触法に至るような性的嗜好の強い当事者に対する支援方法や支援体制の構築
- ◎（学校卒業後）どこにもつながらない本人及び家族に対しての相談支援体制
- ◎福祉・教育の現場の支援者と医療従事者との情報共有・連携の場の構築

（足りない社会資源）

- ◎相談支援事業所，居宅介護事業所，短期入所事業所
- ◎重度知的障害者が利用できる入所・通所の事業所が少ない
- ◎通学・通所支援に対応したサービス
- ◎障害児が利用できる短期入所事業所
- ◎放課後等デイサービス事業所は増えたが，18歳到達後利用できる生活介護事業所が増えていない（令和4年度時点で特別支援学校高等部1年生が41名と通常の20名前後より多い。卒業後の生活介護事業所等の社会資源が不足することは数字で表れている）
- ◎医療的ケア児の学校内のケアは，学校も看護師が巡回型で常駐しているわけではないので，保護者への負荷がある。
- ◎体調の状況に左右される難病患者に対応した福祉サービス
- ◎送迎対応していて医療的ケア児者が通所できる日中系事業所が市内近隣で不足している。
- ◎医療的ケア児者や重度障害児者に対応可能なグループホームや短期入所事業所

（障害者支援課が主管していない協議会での協議の可能性について確認したいもの）

- ◎地域の各就労支援機関の皆さんと協力をしながら，特に増えている精神障害者の方の雇用ノウハウの構築 【障害者雇用関係の協議会】
- ◎（精神）疾患を抱える母とその子供が障害児またはグレーゾーンであったりする場合の子育て支援システムの構築 【子育て包括ケアシステム等子育て施策の協議会】
- ◎特別支援学校ではなく，普通の学校にいて実は障害を持っている子に対する支援体制の構築 【特別支援連携協議会等教育委員会の協議会】

（その他検討課題）

- ◎福祉避難所の開設等の流れ，在宅避難の検討，災害時に必要な用具やその用具に係る助成費用
- ◎いわゆる障害者雇用ビジネス（民間事業者の法定雇用率を達成するために，体裁上は雇用を委託する形を取り，障害者を集め働かせる。）の問題について
- ◎自立支援協議会の活動についての周知啓発活動

八千代市障害者自立支援協議会に向けた提言について

各分科会割り振り用資料として事務局が作成した資料になります。

(相談・支援システムの構築や推進)

- ア 困難事例の事例検討の流れの構築
- イ 共生型サービスを進めることで訪問入浴や居宅介護の入浴に頼らない支援体制の構築
- ウ 障害者の高齢化に伴う相談先の整理
- エ 「ライフサポートファイル」のあり方（簡単で意味のある使い方等）について、各障害種別の関係者が集まる全体会で検討
- オ 身寄りがいない独居の高齢者に対して居住の場を確保するシステム
- カ 地域包括ケアシステムにて、生まれたときから組み込まれ、気軽に相談できるシステムの構築
- キ 障害児がいることで働けない母親など家族に対する支援体制の構築
- ク 障害児の保護者の中で、保護者自身も何らかの障害がありそうだがどこにもつながっていない場合の相談窓口を明らかにすること
- ケ 協議会がばらばらに活動している印象なので、連携システムの構築
- コ 触法に至るような性的嗜好の強い当事者に対する支援方法や支援体制の構築
- サ （学校卒業後）どこにもつながらない本人及び家族に対しての相談支援体制
- シ 福祉・教育の現場の支援者と医療従事者との情報共有・連携の場の構築

(足りない社会資源)

- ス 相談支援事業所、居宅介護事業所、短期入所事業所
- セ 重度知的障害者が利用できる入所・通所の事業所が少ない
- ソ 通学・通所支援に対応したサービス
- タ 障害児が利用できる短期入所事業所
- チ 放課後等デイサービス事業所は増えたが、18歳到達後利用できる生活介護事業所が増えていない（令和4年度時点で特別支援学校高等部1年生が41名と通常の20名前後より多い。卒業後の生活介護事業所等の社会資源が不足することは数字で表れている）
- ツ 医療的ケア児の学校内のケアは、学校も看護師が巡回型で常駐しているわけではないので、保護者への負荷がある
- テ 体調の状況に左右される難病患者に対応した福祉サービス
- ト 送迎対応していて医療的ケア児者が通所できる日中系事業所が市内近隣で不足している
- ナ 医療的ケア児者や重度障害児者に対応可能なグループホームや短期入所事業所

(障害者支援課が主管していない協議会での協議の可能性について確認したいもの)

ニ 地域の各就労支援機関の皆さんと協力をしながら、特に増えている精神障害者の方の雇用ノウハウの構築 【障害者雇用関係の協議会】

ヌ (精神) 疾患を抱える母とその子供が障害児またはグレーゾーンであったりする場合の子育て支援システムの構築 【子育て包括ケアシステム等子育て施策の協議会】

ネ 特別支援学校ではなく、普通の学校にいて実は障害を持っている子に対する支援体制の構築 【特別支援連携協議会等教育委員会の協議会】

(その他検討課題)

ノ 福祉避難所の開設等の流れ、在宅避難の検討、災害時に必要な用具やその用具に係る助成費用

ハ いわゆる障害者雇用ビジネス（民間事業者の法定雇用率を達成するために、体裁上は雇用を委託する形を取り、障害者を集め働かせる。）の問題について

マ 自立支援協議会の活動についての周知啓発活動

★障害者支援課が主管していない協議会での協議の可能性について確認した結果について

【障害者雇用関係の協議会】

- ・ハローワーク船橋が実施する近隣の関係機関の実務者レベルでの連携会議あり。
- ・障害者就業・生活支援センター連絡協議会あり。

【子育て包括ケアシステム等子育て施策の協議会】

・子育て包括ケアシステムについて。「全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充」を挙げている。令和6年4月から施行される改正児童福祉法に係る行政説明会がこれから予定されており、今後の動向においても不透明な部分があるようです。

【特別支援連携協議会等教育委員会の協議会】

・八千代市教育委員会の特別支援連携協議会は、今後、「特別支援学校ではなく、普通の学校にいて実は障害を持っている子に対する支援体制の構築」について協議することは可能な協議会ではないかとのご意見を頂きました。

★その他提言についての補足意見について

「障害児がいることで働けない母親など家族に対する支援体制」について

就職支援として、ハローワークの「マザーズコーナー」について情報提供を頂きました。

「障害者雇用ビジネス」について

労働者派遣法違反の容疑で労働基準監督署当が連携して調査した事案もあったようですが、明確な違反と法的に認められてはいない状況。各所との連携が必要と感じているとのご意見を頂きました。

「触法に至るような性的嗜好の強い当事者に対する支援方法や支援体制の構築」について
横断的に広げて対応を検討する必要性や、まずは支援者に触法（例えば医療観察法）に関する研修を受ける機会が増えるとよいのではないかとの意見を頂きました。

「医療的ケア児の学校内のケアに関する保護者への負荷」について

八千代特別支援学校では看護師が常駐していること、八千代市内の小中学校では必要な学校に看護師が常駐する形になっていることから、保護者が学校へ頻回に訪問する負荷はないのではないかのご意見を頂きました。※代表者会議ではまだ足りない可能性について指摘がありました。

～各分科会割り振り案(事務局作成)～

つなげる：ア、カ、ス～タ、ナ

※カは「にも包括」に係る協議を継続することで、地域包括ケアシステムの相談システム構築に関わっていくこととお願いします。

くらし：ウ、オ、キ、チ～テ

※アにご協力いただけるのであれば、つなげるとの合同開催含め検討をお願いしたいです。

しごと：コ～シ、ニ、ネ、ハ

こども：イ、エ、ク、ト、ヌ

※子育て包括は法改正後の動向を見てから次年度以降の議題として了承いただきたいです。

※ケについては、まずは障害者支援課が所管する協議会や自立支援協議会委員として参加いただいている協議会について年1回以上報告する体制とする形を提案します。

※マについては、各分会それぞれで案を出してください。

※足りない社会資源については、最終的には相談支援事業所連絡会の活動内容もふまえながらまとめていただけるとよいと考えています。(7月に資源問題も含めたざっくりばらんなグループディスカッションを予定)

※今年度中1回各分科会で課題等について話し合う回にて、意見をまとめていただきたい。他の分科会へ引き継ぎたい等の意見でも構いません。

※あくまでも案なので、ご意見あればお願いします。

指定特定相談支援事業所へ、優先的に協議してもらいたい内容を最大3項目まで挙げて頂くことと、挙げた理由及びその問題を解決するために考えられる対応策も併せてご提示頂きたいと、お願いをした結果について共有させていただきます。

1番は【障害児が利用できる短期入所事業所が少ない】ことでした。

・相談支援を担当している障害児の状況しかわからないが、八千代市内に障害児が利用できる短期入所がないことで、短期入所を利用してきている障害児はごくわずかであると思われる。利用できている方も市外の事業所のため、平日に短期入所を利用した際には、学校に通うことができず、施設内で何もせず過ごす状況である。本人だけでなく、兄弟がいるご家庭は兄弟との関係でも苦労されることがあるため、どんな児童も利用できる短期入所が市内に必要である。利用できる短期入所が一つ確保できているだけでもご家族の不安は軽減されると思う。現在、成人の短期入所を受け入れている事業所に児童の利用を可能にしてもらえるように依頼する、障害児の短期入所を行う事業所を募集し、必要な補助を行うなどの対応をとれないか検討をお願いしたい。

・ある共同生活援助の営業の方から、「ニーズがあるのであれば検討する、訪問看護との連携もあるので可能かと思われる」との話伺ったことがあり、検討の余地があるのではないかと。

ほか、下記のご意見もいただいております。

【重度知的障害者が利用できる入所・通所の事業所が少ない】

・重度の方は生活介護や入所を利用する方が多いが、定員がいっぱいで、ご本人に合った事業所を選べず、ご本人もご家族も辛い思いをしている。そのため、各事業所に定員増を依頼する、八千代市独自の補助金を支給し、事業者が参入しやすくする、市が福祉人材の確保協力を行う、子供の頃から福祉の仕事や障害についての理解を進めるなどの対応をとれないか検討をお願いしたい。

【医療的ケア児者や重度障害児者に対応可能なグループホームや短期入所事業所が少ない】

・株式会社の経営する GH は増えているものの、重度障害者を受け入れている所は少なく、受け入れていると言われても、重度障害者と接した経験がある職員がいて、対応が可能なのかという不安が大きく、ご本人、ご家族も利用を避ける傾向にあり、相談支援専門員も積極的に提案できない状況である。そのため、株式会社等の GH 職員への教育、相談支援体制の構築、重度障害者の事業所やご自宅にホームステイしてもらい、重度障害者を知ってもらう機会を設ける、重度障害者を受け入れることで事業所にメリットがあるような対応をとれないか検討をお願いしたい。

協議内容の提示の前段階として、行政でできることについて提示するようご意見も頂戴しておりますが、何をどこまで優先的に取り組むかで、行政のできること・できないことも変化してくると考えております。

その他、高齢分野とのマッチングの中で障害者の送迎等での活用の検討、発達障害者の居場所探しの難しさについてご意見をいただいております。この提言内容に限るのではなく、例えば相談支援専門員の困りごとから、支援につながるよう検討及び情報共有できる体制を作っていくことの必要性についても示唆いただきました。

基幹相談支援センター

1 目的

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第9条第5項第2号及び第3号、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第5項第2号及び第3号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第49条第1項に基づく相談等の業務を総合的にを行うことを目的とする施設である。

2 設置主体

(1) 市町村

(2) 市町村から基幹相談支援センターが行う事業及び業務の実施の委託を受けた一般相談支援事業を行う者又は特定相談支援事業を行う者

※ (2)の市町村以外の者が設置する場合には、市町村に対して届出が必要となることに留意。

3 設置方法

基幹相談支援センターは、単独市町村又は複数市町村による設置、市町村直営又は委託による設置等、地域の実情（人口規模、地域における相談支援の体制、人材確保の状況等）に応じて最も効果的な方法により設置することができる。

4 業務内容

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障害者福祉法第9条第5項第2号及び第3号、知的障害者福祉法第9条第5項第2号及び第3号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第49条第1項に基づく相談等の業務を総合的に行う。

具体的には、地域の実情に応じて以下の業務等を行うものとする。

(1) 総合的・専門的な相談支援の実施

・ 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施

(2) 地域の相談支援体制の強化の取組

・ 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言

・ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等）

・ 地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等）

(3) 地域移行・地域定着の促進の取組

・ 障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発

・ 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

※ 基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて市町村が設置する協議会の運営の委託を受ける等により、地域の障害者等の支援体制の強化を図る。

- (4) 権利擁護・虐待の防止
- ・ 成年後見制度利用支援事業の実施
 - ・ 障害者等に対する虐待を防止するための取組

5 人員体制

基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要となる人員（主任相談支援専門員、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等）を配置する。

6 秘密保持

基幹相談支援センターを設置する者若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 その他

- (1) 市町村は、基幹相談支援センターの設置又は運営の責任主体として、基幹相談支援センターの運営について適切に関与しなければならない。
- (2) 市町村は、基幹相談支援センターを設置又は委託するに当たっては、協議会等において、設置方法や実施する事業内容の事業の実績の検証等を行うこと。
- (3) 基幹相談支援センターは、総合的な相談等の業務を行う上で支障がないよう、各業務を行う場所は一体であることが望ましい。

1 障害者総合支援法 第77条の2 (基幹相談支援センター)

第77条の2 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、前条第一項第三号及び第四号に掲げる事業並びに身体障害者福祉法第九条第五項第二号及び第三号、知的障害者福祉法第九条第五項第二号及び第三号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十九条第一項に規定する業務を総合的に行うことを目的とする施設とする。

- 2 市町村は、基幹相談支援センターを設置することができる。
- 3 市町村は、一般相談支援事業を行う者その他の厚生労働省令で定める者に対し、第一項の事業及び業務の実施を委託することができる。
- 4 前項の委託を受けた者は、第一項の事業及び業務を実施するため、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、基幹相談支援センターを設置することができる。
- 5 基幹相談支援センターを設置する者は、第一項の事業及び業務の効果的な実施のために、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員、身体障害者福祉法第十二条の三第一項又は第二項の規定により委託を受けた身体障害者相談員、知的障害者福祉法第十五条の二第一項又は第二項の規定により委託を受けた知的障害者相談員、意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業の関係者その他の関係者との連携に努めなければならない。
- 6 第三項の規定により委託を受けて第一項の事業及び業務を実施するため基幹相談支援センターを設置する者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 障害者総合支援法 第77条 (前条第一項第三号及び第四号) (市町村の地域生活支援事業)

第77条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

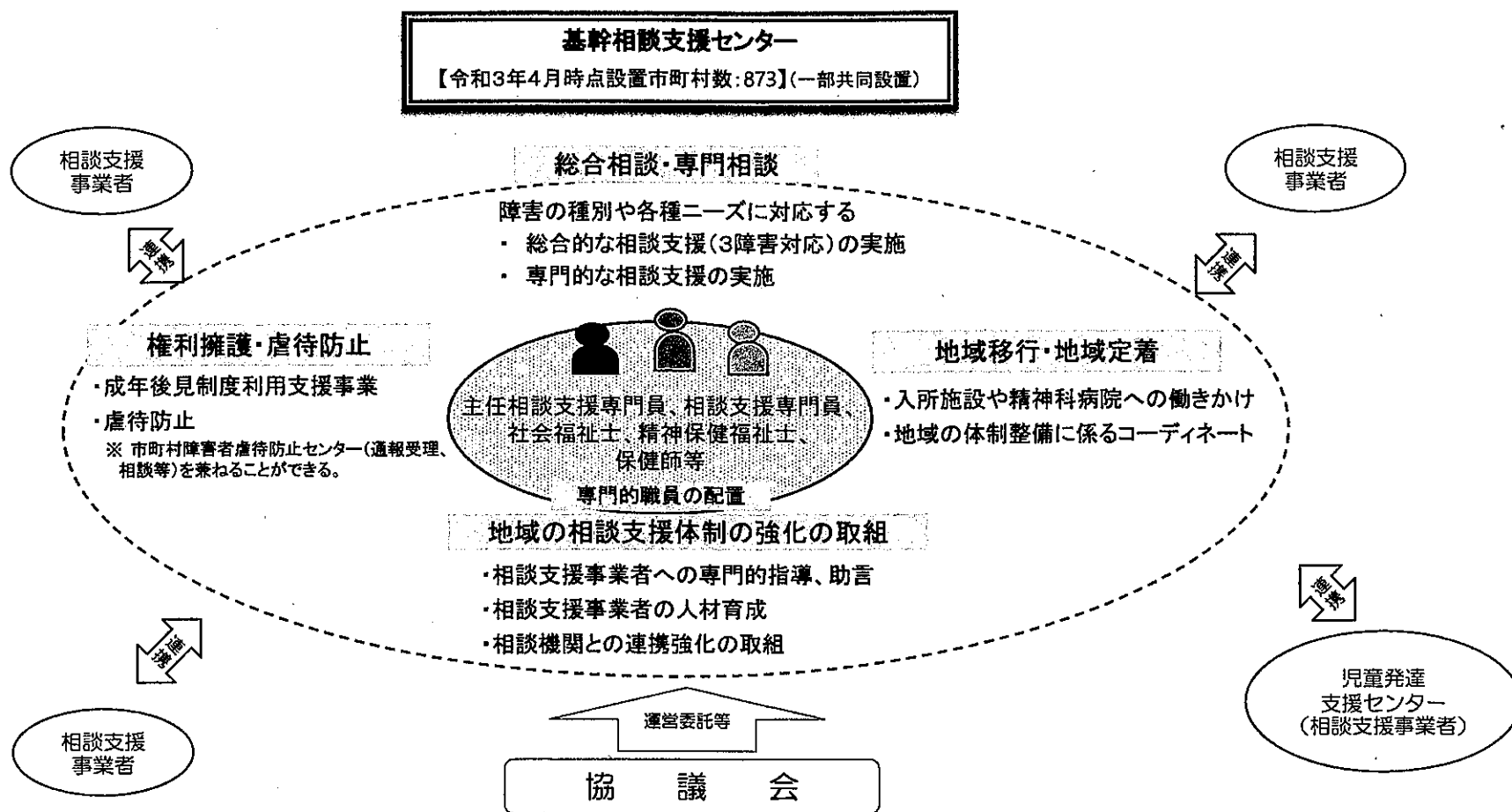
三 障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業（次号に掲げるものを除く。）

四 障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものにつき、当該費用のうち厚生労働省令で定める費用を支給する事業

現行の基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。
また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。



要領改正後の自立支援協議会の組織イメージ図

自立支援協議会

自立支援協議会

差別解消協議会

【差別解消協議会を組み込む経緯】

- ・コロナ禍の影響もあり、差別協の開催が数年間行われていない。
- ・つながる分科会の提言・医療現場の障害差別の問題を深く考え、自立支援協議会委員は差別解消支援協議会委員となり、より障害者差別に対して動きやすくするため。

【差別解消協議会を運営(案)】

- ・障害者支援課より受け付けた事案に対して、差別協の議論を各分科会から選別して行う。
- ・障害者支援課より受け付けた事案に対して、暮らし分科会において、議論する。
- ・必要に応じて専門分野の見識者をオブザーバーとして招き入れ、意見を聞ける場とする。
- ・暮らし分科会(選抜)でまとまった意見を全体会で決議し、協議会意見として市へ提出する。
- ・緊急性を要する案件については、都度招集し、意見をまとめて、自立支援協議会会長が専決処分を行う。事後、全体会で専決処分の内容を報告し、改めて決議をする。

八千代市障害者差別解消支援地域協議会設置運営要領〈案〉

旧	
第3条	協議会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。
1	1 八千代市障害者自立支援協議会の代表者
	2 八千代市商工会議所の代表者
	3 市内の公共交通に係る事業所の代表者
	4 市内の高等学校、大学等の代表者
	5 八千代市自治会連合会の代表者
	6 八千代市民生委員児童委員協議会連合会の代表者
	7 八千代市総務企画部職員課長
	8 八千代市生涯学習部生涯学習振興課長
	9 その他連携、協力が必要と認められる関係機関、団体等の代表者



新	
第3条	協議会の委員は、医療、介護、教育、及びその他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するものをもって以下のとおりとする。
1	1 八千代市障害者自立支援協議会委員
	2 その他連携、協力が必要と認められる関係機関、団体等に所属しているもの
2	協議会会長は、委員のほかに、協議会における協議・検討の充実及び効率化を図るためにオブザーバーの参加を認めることができる。